○国土交通省告示第千五十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十日

国土交通大臣　前田　武志

第二項の表富山ＶＯＲの項中「平成10年７月16日から供用再開」を「平成23年11月17日から平成24年２月８日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

神通上欄に同じ	富山県富山市	N36°38′ E137°11′	117.4	100な	しＪＮＥ	平成23年11月17日から21時30分まで	神通ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第二項の表宮津ＶＯＲの項中「平成６年７月21日から供用再開」を「平成23年12月15日から平成24年６月27日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

織部上欄に同じ	京都府宮津市	N35°28′ E135°08′	109.4	200な	しＯＭＥ	24時間	平成23年12月15日	織部ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表新千歳１９ＲＩＬＳの項中、

「

グライドスロープ	332.904 332.896	2 0.2
ＤＭＥ	1,013	100

」を

「

グライドスロープ	332.904 332.896	2 0.2
インナーマーカー		
ＤＭＥ	1,013	100

」に、「カテゴリーⅠ」を「カテゴリーⅢ」に改める。

第五項の表富山ＤＭＥの項中「平成10年７月16日から供用再開」を「平成23年11月17日から平成24年２月８日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

神通上欄に同じ	富山県富山市	N36°38′ E137°11′	1,208	1な	しＪＮＥ	7時から21時30分まで	平成23年11月17日	神通ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第五項の表宮津ＤＭＥの項中「平成６年７月21日から供用再開」を「平成23年12月15日から平成24年６月27日まで供用休止」に改め、同項の次に次のように加える。

織部上欄に同じ	京都府宮津市	N35°28′ E135°08′	992	3な	しＯＭＥ	24時間	平成23年12月15日	織部ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十三年十一月十七日から施行する。ただし、第二項の表宮津ＶＯＲの項、同表織部ＶＯＲの項、第五項の表宮津ＤＭＥの項及び同表織部ＤＭＥの項の改正規定は、同年十二月十五日から施行する。

○国土交通省告示第千五十三号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年十月二十日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

栗本建設工業株式会社　大阪府大阪市中央区瓦町二丁目四番七号

二　変更する年月日

平成二十三年十月十一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

東京支店　東京都千代田区九段北一丁目十二番三号

○国土交通省告示第千五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第5067号	個人装具（安全灯及びおのを除く）	ＫＢ－Ｓ　２型	小林防火服株式会社	東京都渋谷区恵比寿南一丁目２番９号

○国土交通省告示第千五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年十月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月二十日

国土交通大臣　前田　武志

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所	
第Ｆ－462号	表面仕上材（難燃性塗料）	アルキド樹脂系・厚膜形水系塗料	中国塗料株式会社	広島県大竹市明治新開１番７
第Ｆ－463号	〃	純エポキシ系・厚膜形水系塗料	〃	〃
第Ｆ－464号	〃	変性エポキシ系・厚膜形水系塗料	〃	〃
第Ｆ－465号	表面仕上材（表面床張り材）	マックストップ	〃	〃

○東北地方整備局告示第百七十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十月二十日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　登録番号

東北地方整備局長　８

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社山形県建築サポートセンター